

# トラストサービス推進フォーラム (TSF) のご紹介

2018年4月17日

一般財団法人日本データ通信協会タイムビジネス協議会

副会長 宮崎 一哉

# TBFからTSFへ



# TSFの目的～運営規約より抜粋

## （目的）

第2条 トラストサービス推進フォーラムは、デジタル社会の信頼を支えるトラストサービスの早期普及及び新規利活用領域の拡大を図るため、トラストサービスに関する調査・研究、情報の収集・交換・発信、関係機関との連絡調整、普及啓発、国際連携の推進等を行い、高度情報通信ネットワーク社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

## （事業）

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）トラストサービスに関する調査・研究
- （2）トラストサービスに関する情報の収集・交換・発信
- （3）トラストサービスに関する関係機関との連絡調整
- （4）トラストサービスに関する普及啓発
- （5）トラストサービスに関する国際連携の推進
- （6）各号に掲げるものの他、第2条の目的を達成し、それを継続するために必要な活動

# TSF組織



# TSF全体スケジュール



# 第1期の課題

- 基本的なトラストサービスの枠組み
  - 枠組み全体の定義
    - ✓全体モデルと要素の定義、現状の各種サービスの調査
  - 日本版トラストリスト（JTL）の設計～試験運用
    - ✓まずはTSAとCAを対象とする、長期有効性維持の仕組みを含める
  - 国際連携（EUTLとJTLの相互承認）の実現
    - ✓日－EUのマッピング調査（法制度、技術・運用基準）、連携のための条件明確化
- 業界における必要性調査
  - 電子契約の調査
    - ✓現在実施されているサービスの形態、各形態におけるリスク分析
    - ✓弁護士やADR等へのヒアリング
- 第2期に向けた予備調査と計画策定
  - 各業界における必要性等の調査、体制見直し、その他

気になっているところ. . .

- ① 国内のトラストサービスにおけるレベル感
- ② EUに追従すべきか、EU追従でよいのか
- ③ . . .

# ① 国内のトラストサービスにおけるレベル感

- ・ 例えば、電子契約サービスにどのようなトラスト要件が必要かが不明
  - 電子署名やタイムスタンプを使うもの、使わないもの。ブロックチェーンを使うもの。などなど。
  - 廃業した場合、電子署名やタイムスタンプ無しで保証を継続できるのか？  
XxSignやSignXxなど
- ・ CAとTSAでは認証スキームがまったく異なる
- ・ 共通の保証レベル定義が必要では？
  - EUは3レベル、日本は認定か非認定か
  - EUでは署名やタイムスタンプなどの基本的なトラストサービスのレベルが定義されているので、アプリ側は何を使えばよいか分かりやすい

⇒ ガイドライン？ どのような？

# 電子署名の保証レベル（私案）

\* 本案は講演者の個人的な考えによるものです。

保証レベル	対策例	対策基準	適用例
低	アクセス制御+監査証跡、電子サイン、タブレット手書き署名、記名	署名者に責任を問う必要がない、否認された場合の損害・損失が小さい	クレジットカード利用時のタブレット手書き署名、保険申込時の “ ” 、
中	厳密なアクセス制御+安全かつ十分な監査証跡、デジタル署名、先進電子署名	否認された場合の損害・損失が中程度発生する、受領した文書内容に基づく業務の正当性を説明（証明）する必要がある、申請者に不利益のある場合の申請書	契約書（下記を除く）、申請書
高	認定認証業務発行証明書に基づいたデジタル署名、適格電子署名	手書き署名や記名押印が必要な書類に対応する電磁的記録、否認された場合の損害・損失が大きい	医療関連書類、建築確認申請関連書類、高額な金品に関わる契約書

# タイムスタンプの保証レベル（私案）

\* 本案は講演者の個人的な考えによるものです。

保証レベル	対策例	対策基準	適用例
低	自己宣言時刻、OSやファイルシステム等が付与する時刻情報、非認定タイムスタンプ	存在時刻が係争の対象とならない（なりにくい）、他の状況証拠により存在時刻が証明できる、タイムスタンプ付与が困難	システムログ、ファイル、DB
中	認定時刻認証業務発行のタイムスタンプ（、厳密なアクセス制御+安全かつ十分な監査証跡）	存在時刻が係争の対象となりやすい、法的に認定タイムスタンプが要求される、電子署名文書の長期保存が必要	知財関連文書、契約書、国税関連書類、医療関連文書、建築確認申請関連書類、など
高	電子公証	法的に確定日付が要求される	（★）

★確定日付を要するもの

1. 指名債権の譲渡の対抗要件（民法第467条）
2. 指名債権を目的とする質権の対抗要件（民法第364条）
3. 債権者の交替による更改に関する対抗要件（民法第515条）

## ② EUに追従すべきか、EU追従でよいのか

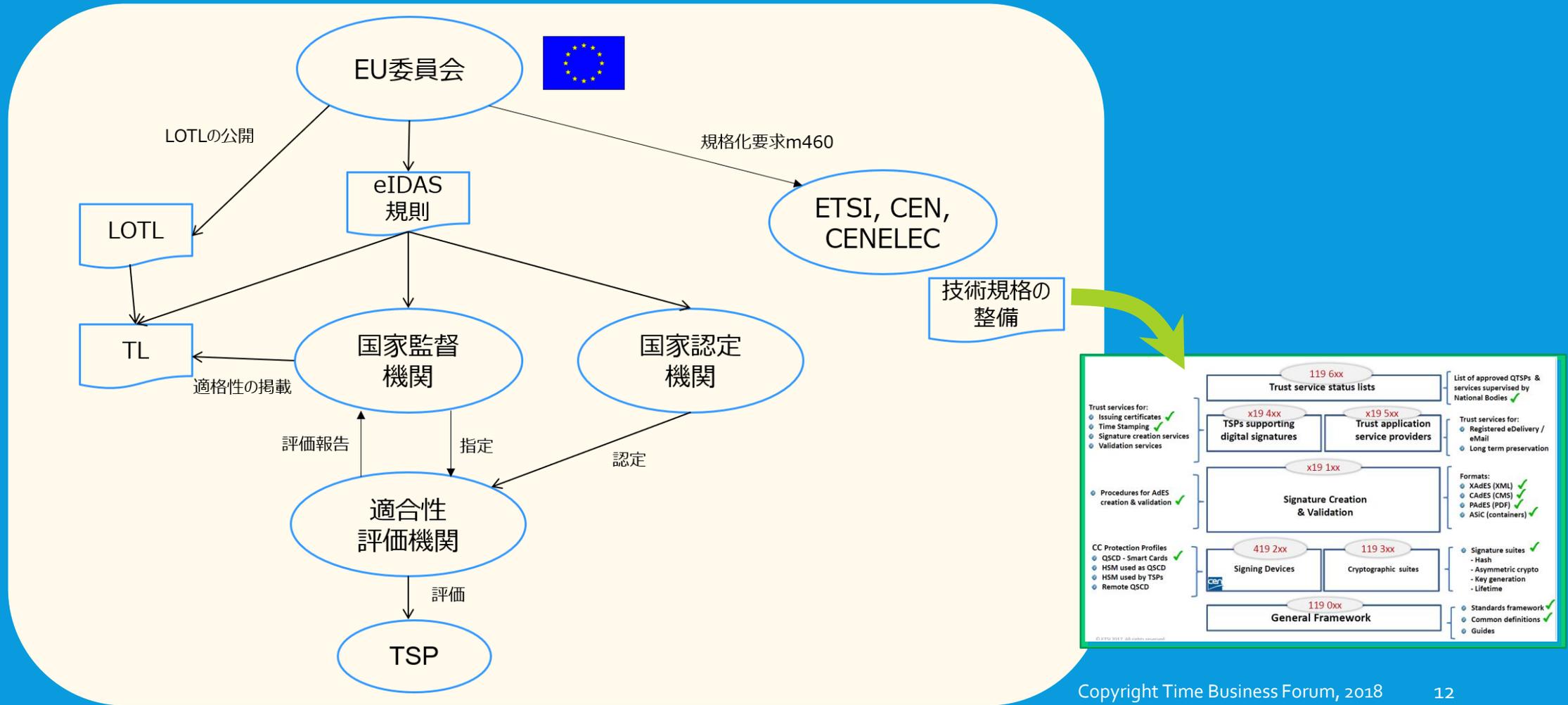
- ・ eIDAS

- レベル統一のためのお手本？ ⇒ コスト抑制
- EUとの相互運用性確保？ ⇒ アジア圏への展開

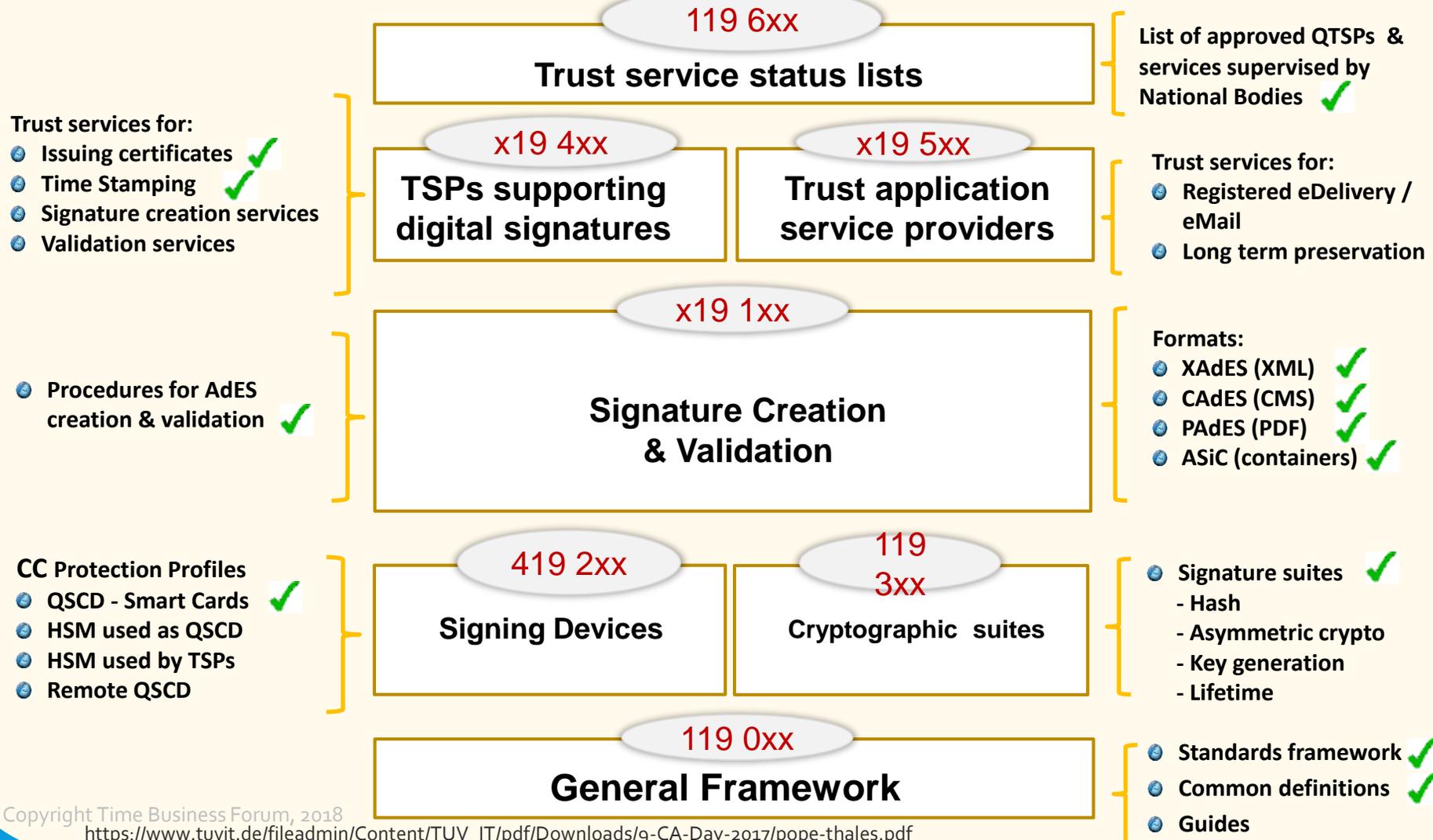
- ・ トラステッドリスト

- ブリッジ不要、ルート以外のサービス単位、長期保証

# EUにおけるトラストサービスの枠組み



# EUにおける関連の標準ドキュメントの整備



## ② EUに追従すべきか、EU追従でよいのか

- ・ eIDAS
  - レベル統一のためのお手本？ ⇒ コスト抑制
  - EUとの相互運用性確保？ ⇒ アジア圏への展開
- ・ トラステッドリスト
  - ブリッジ不要、ルート以外のサービス単位、長期保証
- ・ 日本独自部分の反映
  - 職印、角印、三文判？
  - 独自のトラストサービス？
- ・ まずはマッピング（法律、技術、運用） ⇒ 今後の課題明確化

### ③ そもそもトラストサービスとは

EU

Digital Single Market の実現を目的とした電子署名ベースのサービス

日本は？

# eIDAS Regulation and Trust Services



# 日本のトラストサービス？（私案）

\* 本案は講演者の個人的な考えによるものです。



### ③ そもそもトラストサービスとは

EU

Digital Single Market の実現を目的とした電子署名ベースのサービス

日本は？

超スマート社会におけるトラストの実現のためのより広いサービス？

データ、人物、  
組織自体の  
「トラスト」

電子署名、タイムスタンプベースに留まらず、与信、格付け、などまでに拡大？

どこまで「実装」可能？

# まとめ

- ・日-EUのマッピング（法、技術、運用）
- ・日本版トラストサービスの定義、レベルの考え方
- ・ガイドライン、実証実験、、、  
……………欧米、アジア等との相互運用へ